

ADR 検討会（第 1 回～第 4 回）において出された意見等（各論）

（注）本資料は、第 1 回～第 4 回 ADR 検討会において委員から出された意見（ を付したもの）及びヒアリングで出された意見（ を付したもの）のうち各論（法的効果の付与等）に関するものを検討の便宜のために整理したもので、検討会としての意見を集約したという性格のものではない。

法的効果の付与に関する基本的考え方

ADR に何らかの法的効果を付与して、利用を促進することも必要である。

法的効果の付与等につき検討を進める際には、各 ADR 機関の目指すサービス内容によって、必要な項目が異なってくることを前提に、ある程度の機関からの一定の需要があれば、できる限りそれに応えるという姿勢で検討に臨むべきである。

十分な制度設計が行われないうちに、簡単に ADR に法的効果を与えようとする議論は危険である。

ADR に関する手続が機関によってまちまちである状況のまま、執行力等の法的効果を付与することは時期尚早であり、まず ADR の定義付けをはっきりする必要があると考える。

ADR の主宰者には一定の技術レベルや倫理観が必要であり、あらゆる ADR に強力な法的効果を付与するのは問題であると思われる。

時効中断効の付与

（基本的考え方・留意点）

時効の中断については、明確化する方向で考えてほしい。

申立ての内容や申立ての時点、相手方に対する通知がいつ行われたのかについての確認等の手続がどの程度確保できるのかといったことを考慮しないでは、時効中断効を認めるかどうかという議論をすることはできないのではないかと（そのためには、現在、時効中断が認められている行政型 ADR では、申立ての受付についてどういう手続が取られているか、相手方に対する通知がいつ到達したかについて、どういう形で確認されているか等について確認する必要があるのではないかと。）

実態として ADR 申立ての中には単なる請求よりも裁判上の請求等に近いものも

あり、民法では裁判上の請求や和解のための呼出に時効中断効を認めていることとのバランス、ADRに時効中断効が認められないことにより発生する問題等を踏まえれば、すべてのADRとはいえないものの、それほど厳格に考えることなく、ADRに時効中断効を認めてもよいように思われる。

現在いくつかの行政型ADRに時効中断効が認められていることを考えれば、民間型ADRであるからといって時効中断効が認められないということはない。

したがって、どのような要件を満たせば時効中断効が認められるかを議論の出発点として、現在、時効中断効が認められている行政型ADRから、時効中断効が認められるための一般的な要件を抽出する作業が必要ではないか。

時効中断効を付与することにはメリットとデメリットがあるが、消費者の立場から見れば、どちらかというともメリットの方が大きいと思われる。付与する場合、次の点に留意すべきである。

- ・ ADR機関が手続を進行しないことによっても時効が延長されてしまうこと等がデメリットとして考えられるが、主宰者要件で対象となるADRを絞ることはやや法律的にも困難であると思われ、他にこのような制度の悪用・弊害を防ぐ手法はないかと考えている。
- ・ 相談・苦情処理にも様々なレベルのものがあ（例えば、単なる相談等で終わるものと、一連のプロセスの中であっせんに移行していくもの）、これらと時効中断の関係についても検討が必要。

（時効中断効付与の方法）

ADRの時効中断効は、民事調停等と同様に認められるべきである。

- ・ 時効中断効の付与の是非を議論する際、時効制度とは何かという根本的な議論をすることになる。

民法制定当時には、権利を確保するために相手方に何らかのアクションを起こす行為に時効中断効を認めることとしており、これらは条文の中にすべて網羅されていたはずであるが、その後に創設された制度には時効中断効が規定されておらず、法の欠缺（けんけつ）が生じているものと思われる。これらの制度についても時効中断効を広く認めるべきではないか。民法制定当時には制度がなかった民事調停についても、民法の類推適用によって、申立てに時効中断効が認められているところであり、現在制度を作ろうとしているADRについても、法の欠缺（けんけつ）を埋める作業が必要である。

私的自治の観点からも、交渉をしている間に時効が成立してしまうといった弊害を除去すべきという理由により、ADRについて時効中断効を認めるべきであ

る。

- ・ その際、主宰者の要件を課すことは立法技術的に難しく、また、ADRを規制することにつながるおそれもあると思われることから、主宰者の観点ではなく、当事者の観点から規定を作るべきである。主宰者の要件に関する問題も含め、ADRにおいて行われた手続如何では時効中断効を認めるべきでない場合があるものと考えたとしても、それは、訴訟で時効中断の有無が争点になった場合の立証の問題として解決できるのではないか。

申立て時期や要件の充足性をすべて立証の問題として解決しようとする、裁判で、徒に時効中断の抗弁が出され、審理が必要な案件が増えてしまうのではないかと懸念がある。裁判所の事務負担という観点からは、定型的に時効中断効があるといてよいだけの実態があるようなADR申立てに限って認めるべき。

ADRに時効中断効が認められれば、現在、裁判が受けている事件の一部はADRに流れるので、裁判所の負担は軽減されるという理解が国際的な認識であり、ア prioriに裁判所の負担が増えるので困るということはないのではないか。

ADRの活性化のためには、時効中断効の付与は必要であると考え。ADRで紛争解決をする期間を区切って、その期間だけ時効が進行しないような仕組みも考えられないか。考え方としては、時効中断効というよりも、時効の停止に近いが、このような選択肢も考えられるのではないか。

ADRにおける時効の問題を解決する方法としては、本日の資料で示された「時効中断」のほかにも、UNCITRALモデル調停法の議論の過程で出されたように、時効を「停止」させる（いわゆるチェス・クロック）方式や、アメリカで行われているように、時効中断事由は訴えの提起等に限定しつつ、ADRの進行中は裁判の期日を入れない（もっぱら時効中断のための訴えの提起も認める）方式もあり得るので、最初の段階ではあまり選択肢を絞り込まないで、幅広く検討しておくべきではないか。

執行力の付与

（基本的考え方・留意点）

執行力の付与については、当事者に十分な情報が提供され、選択の余地が確保されることを前提に、十分に議論する必要がある。

裁判手続との制度的連携

(基本的考え方・留意点)

裁判手続との連携を制度化するためには、主にADR側に一層の体制整備が求められるものと思われ、簡易・迅速・廉価な紛争処理手続を有する民間型ADRの長所を保つことにも考慮する必要がある。

専門家の活用

(専門家の活用)

科学的・技術的な事項が争点となる紛争については、当該分野に専門的知見を有する者や法律家、消費者問題有識者等を加えた評価体制を確保することが重要である。

(注) アンケート調査等を踏まえると、法的効果を付与したり裁判手続との制度的連携を整えることはADRの柔軟性や自主性を失わせる原因となりかねないので、例えば、裁判手続との連携を進める必要性はあまりない、あるいは、進めるべきでないという考え方もあり得ると思われる。

また、裁判手続との連携に関しては、ADRの過程の情報を裁判に引き継ぐことには慎重であるべきとの考え方もあり得ると思われる。

その他

(情報提供面での連携等)

日本でも多くのADRが活動しているのに利用が少ない理由の一つは、利用しようとする者にとって、ADRに関する情報が決定的に不足していること(認知度の低さ)にあり、紛争解決にふさわしい機関を見つけやすくすることが急務であるのではないか。

社会に生じる様々な問題について、第三者が援助することで自主的な解決が可能となるケース、代理人に頼んでしまったために解決が困難になるケースも多くあると思われる。裁判と並ぶ競争力を持った紛争解決手段というよりも、裁判に持ち込まなくても済むような紛争解決手段として、ADRというものを議論する必要がある。法的効果を与えるか否かを与えるかを先行させるよりも、多様な紛争解決のメニュー

ーがあるという情報を広く提供していくシステムの構築や主宰者の質の確保について議論することが必要ではないか。つまり、最終的な法的な決定がなくても円満に解決が図られるようサポートする機関としてADRを育成することについて議論する必要がある。

(注) アンケート調査等を踏まえると、ADRの連携については、国や地方公共団体がより積極的な役割を果たすべきとの考え方もあり得ると思われる。

(担い手育成での連携等)

担い手の育成についても、法曹養成の在り方の議論とも関連しつつ、さらに深く検討する必要がある。

ADRの担い手に対するサポート体制を作ることも必要である。

調停等のスキルの養成をロースクールのカリキュラムに盛り込むなど、長い視野に立って担い手を育成することが必要と考える。

担い手のトレーニング手法を拡充し、質の確保を図るべきである。

担い手の育成面での問題を解決することが重要であり、その際には、財政面にも目を向けるべきである。

ADRの現状をみると、紛争解決のノウハウについての研究が遅れている。

ADRは担い手の質に負うところが大きい。自分の経験でも、代理人、鑑定人等の形で第三者が関与することでかえって紛争が複雑化してしまうこともあり、そういう意味でも、主宰者の中立性・公平性の確保や主宰者・機関に対する支援は重要である。

(注) アンケート調査等を踏まえると、ADRの担い手に関する公的な資格制度を整備すべきとの考え方もあり得ると思われる。

(その他)

オンライン上のトラブルは、相手方が不明であったり国際的なトラブルであるため解決が困難な場合が多く、また、被害額の少額なものが多いので、相手方が特定できる手段や低廉で利用者に身近な窓口の整備、外国の団体との連携などを図っていく必要。

オンライン上のトラブルに関連して、わが国は、セキュリティ保護に比してプライバシー管理が遅れているという問題がある。